

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第4回ホテル等建築の適正化に関する条例の在り方等検討委員会				
事務局 (担当課)		まちづくり計画部建築・住まい政策課 電話042-769-8253(直通)				
開催日時		令和元年5月13日(月)午前10時~午前12時				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 第2会議室				
出席者	委員	7人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	5人(まちづくり計画部長、建築・住まい政策課長、他3人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 第3回のまとめ (2) 答申案について 3 閉会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(　は委員の発言、　は事務局の発言)

1 開会

2 議題

高木委員長により議事が進行された。

(1) 第3回のまとめ

事務局より、資料の説明を行った。

(2) 答申案について

事務局より、資料の説明を行った後、審議に移った。

答申案について、採決の結果、挙手総数により一部文言修正等を行った上で答申することとした。

○ 答申書は公開されるのか。

市のホームページで公開する。

○ 条例の骨子の「ホテル条例施行前に建築されたホテル等に対する規制について」の項目で、「基準に適合していない箇所が存在することはやむを得ない」としているが、「やむを得ない」と言い切ってしまうと良いのだろうか。例えば、「既得権の観点から」や「既存不適格への対応の観点から」など、このような理由があるからやむを得ないと言わないと、施行前のホテルについては一律やむを得ないととれてしまうので、理由を書かなければいけないと思うがいかがか。

○ もう少し丁寧に具体的な表現を入れるということで良いと思う。

○ 「条例の意義」について、「一定の効果を得ていると評価でき」とあるが「一定の」と言ってしまうと効果がなかったところもあるというように感じてしまうがいかがか。

○ この部分は削除してしまっても良いと思う。評価よりも、これまでこのように指導してきたから必要だ、ということで良いのではないか。

○ 「一定の効果」という意味合いを考えていくと、とても効果があった部分と効果がなかった部分、その効果がなかった部分を課題と捉え、この条例に

ついて皆さんと精査してしっかりとした内容にしてほしいということ
を答申する、ということになるかと思う。そういう意味からすると、こ
の「一定の効果」という言葉もこの流れの中では、意味があるのではないか
と思う。

○ この部分はホテル条例の存在意義を謳っているので、削ってしまっても良
いと思う。それにつながる形で、後述の「ホテル条例の課題」を受けて改正
が必要だということを謳った方がシンプルだと思う。

○ 答申の見せ方として、冒頭に「はじめに」として諮問の経緯や審議の経過
等を入れた方が良い。また、末尾に「おわりに」として市への期待として、
この答申を踏まえて市は条例を適正に改正した上で、しっかり条例を運用し
ていくように望む、といった内容を入れた方が良い。

3 閉会

以 上

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の在り方等検討
委員 出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	高木 敬彦	麻布大学獣医学部教授	委員長	出席
2	出石 稔	関東学院大学法学部教授	副委員長	出席
3	三輪 律江	横浜市立大学大学院国際総合科学群 准教授		出席
4	喜早 高治	相模原市青少年健全育成組織連絡協議会 会長		出席
5	北村 美仁	一般社団法人相模原市観光協会専務理事		出席
6	賀美 憲一	相模原警察署生活安全第一課長		出席
7	西岡 裕太	公募委員		出席